

グリーン購入法に基づく違法伐採対策に関する自主的行動規範

日本集成材工業協同組合
制定 平成 18 年 4 月 1 日
改正 平成 21 年 7 月 1 日

国等による環境物品等の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（平成 18 年 3 月 8 日閣議決定）の改定に伴い、日本集成材工業協同組合（以下「本組合」という。）は、ここに、合法性等の証明された集成材及び木材・木製品（以下「集成材等」という。）を供給するための自主的行動規範を定める。

（違法伐採に対する反対）

- 1 本組合は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

（政府の取組への協力）

- 2 本組合は、我が国政府による違法伐採対策の取組を支持するとともに、これに積極的に協力する。

（合法性等の証明された集成材等の普及の促進）

- 3 本組合は、合法性等の証明された集成材等の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

（合法性等の証明のための事業者の認定）

- 4 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関連団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）という。）に関連して、「合法性等の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、本組合の組合員の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

（他の団体との連携）

- 5 本組合は、違法伐採対策の実施に当たって、他の団体との連携を図る。

（情報の公開）

- 6 本組合は、本行動規範に基づく取組状況の概要を必要に応じて公表する。

以上